

帯状疱疹予防接種についての注意事項

【予防接種を受ける前に】

(1) 一般的注意

- ① 体温は接種を受ける医療機関で測りましょう。
- ② 説明書をよく読んで、気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に医師に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。
- ③ 予診票は接種をしてくださる医師への大切な情報です。接種を受ける方が責任を持って記入し、できない場合は、身内の方に代筆してもらいましょう。本人の意思確認ができない場合は接種できません。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱（一般的に、体温が 37.5℃以上）している方
- ② 重篤な急性疾患にかかっている方
- ③ 水痘・帯状疱疹を予防するワクチンの接種液に含まれる成分によって、アナフィラキシー*を呈したことが明らかな方
※「アナフィラキシー」とは、通常接種後 30 分以内に起こる血圧低下、息が苦しい、全身性のじんましんを伴うアレルギー反応のことです。
- ④ 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する方及び免疫抑制をきたす治療を受けている方は、乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種することはできません。
- ⑤ その他、医師が予防接種を受けることが不相当と判断した場合

(3) 予防接種を受ける前に、医師への相談が必要な方

- ① 心臓、じん臓、肝臓、血液等の基礎疾患を有する方
- ② 予防接種を受けて接種後 2 日以内に発熱や発疹などのアレルギー症状がみられた方
- ③ 帯状疱疹ワクチンの成分に対して、アレルギーを起こす恐れのある方
- ④ 過去にけいれんの既往のある方
- ⑤ 過去に免疫不全と診断されている方、近親者に先天性免疫不全症の人がいる方
- ⑥ 血小板が少ない方や出血しやすい方

【予防接種を受けた後の一般的注意事項】

- ① ワクチン接種後 30 分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
- ② 注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。
- ③ 当日の激しい運動は控えるようにしてください。

【予防接種健康被害救済制度】

この予防接種を受けた後に健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が発生し、この予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認定した場合は、障がいの程度によって健康被害に対する給付を行う制度があります。

問合せ先

新居浜市保健センター

〒792-0811 新居浜市庄内町4-7-17

TEL (0897) 35-1070

FAX (0897) 37-4380